

県北広域振興局長告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年12月3日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡普代村第2地割字下村500番2地先から第5地割字上の山10番8地先まで	新	A 165.8～7.8 m	m 5,842.7
下閉伊郡普代村第2地割字下村500番2地先から第5地割字上の山10番8地先まで	旧	A 165.8～7.8	5,842.7
下閉伊郡普代村第2地割字下村500番2地先から第5地割字上の山10番1地先まで		B 34.5～5.0	6,781.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成22年12月3日から平成23年1月7日まで